

# 維持管理計画書全般

## 『維持・管理』

一連の産業廃棄物処理・処分作業に於いて、適正な維持管理を運営する上で、最終処分場を構成する各施設の機能を保持すると同時に周辺環境の汚染防止（環境負荷の最小化）を実現し、更には地域住民との良好なコミュニケーションの確立、情報公開することで「透明性の高い最終処分場」として受け入れられるよう、当事業所に経営管理者、技術管理者、事務担当者、建設機械運転員、作業員等を配置し維持管理に努める。適正な処理・処分を行うために管理者、作業員が実施すべき主な維持管理内容を以下に示す。

- ・ 搬入管理（廃棄物の適正な受入管理の実施）
- ・ 埋立作業管理（安全、かつ周辺環境に考慮した埋立作業の実施）
- ・ モニタリング（モニタリングの実施、周辺環境への影響の確認）
- ・ 施設点検管理（施設の正常稼働の維持、異常の早期発見）

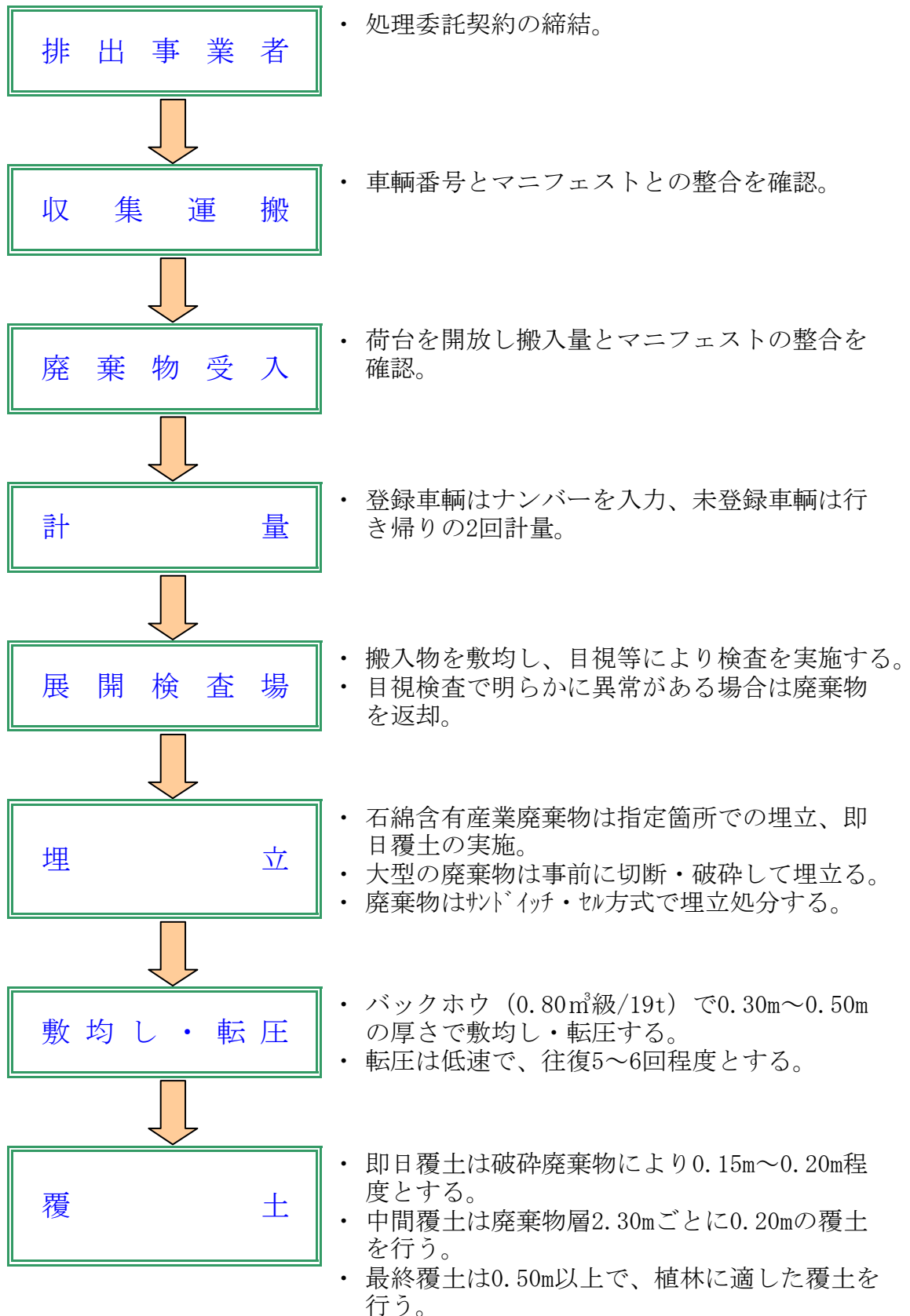
### (1) 受け入れる廃棄物の書類による事前確認等の方法

- ア. 排出事業者からの処分依頼があつて、廃棄物情報の収集の為、ヒアリングを実施する。
- ・ 廃棄物の確認、発生工程、廃棄物性状のばらつき、取扱いの容易性や収集運搬方法等について調査を実施する。
  - ・ 建設系廃棄物の場合は工事名、工事場所、工事発注者、工期等の概要についても把握する。
  - ・ 提供を受ける情報の項目・内容は排出事業者と十分協議の上決定する。
- イ. 上記の内容を考慮し、受入れ可否について総合的判断する。
- ウ. 事前の確認において、受入れに支障が無いことが確認されてから排出事業者と処理委託契約を締結する。
- ・ 廃棄物の種類、数量、性状、発生工程等が変わった場合に処理業者へ通知することを排出事業者の義務行為として契約書へ盛り込む。

### (2) 受入時の産業廃棄物の確認の方法・処分方法に関する事項。

- ア. 管理（受付）棟で車輛番号の確認後、荷台を開放し、マニフェスト等の整合を目視により確認する。
- イ. 目視検査で明らかに異常がある場合は、搬入検査報告書を発行して廃棄物は返却、廃棄物の写真を撮影し記録として残す。
- ウ. 展開検査等については、別添－1「展開検査等の実施方法」により行う。

## 受入フロー図



### (3) 水質検査等の実施に関する事項

#### 1) 地下水の検査

- ア. 最終処分場の上流、下流側の2箇所の観測井より採取した地下水は、地下水等検査項目(24項目中ダ イキソ類を含む)を埋立開始前に1回、埋立開始後2年間は1年に1回以上測定し、かつ、記録する。
- イ. 埋立開始後、3年以降の水質検査項目(24項目中ダ イキソ類を除く23項目)は1年に1回以上測定し、かつ、記録する。
- ウ. 電気伝導率及び塩化物イオン濃度の水質検査を埋立開始後に1回、埋立期間中は電気伝導率を月に1回以上測定し、かつ、記録する。
- エ. 電気伝導率の測定値が高く地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握出来ないと判断される場合は、地下水等検査項目(ダ イキソ類を除く23項目)を1年に2回測定し、かつ、記録する。
- オ. 地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査、その他の生活環境の保全上、必要な処置を講ずる。
- カ. 地下水水質検査の結果、環境基準を超過し水質の悪化が認められた場合には、檜山振興局保健環境部環境生活課(地域環境係)へ連絡し、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入の及び埋立処分を中止し、その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずる。

#### 2) 浸透水の水質

- ア. 採取設備より採取した浸透水について、地下水等検査項目(24項目中ダ イキソ類を除く23項目)を埋立期間中及び、埋立終了後は1年に1回以上測定し、かつ、記録する。
- イ. BOD(生物化学的酸素要求量)の水質検査は埋立期間中1月に1回以上、埋立終了後は3月に1回以上測定し、かつ、記録する。
- ウ. 浸透水に係る地下水等検査項目及びBODの水質検査結果が基準に不適合となった場合には、檜山振興局保健環境部環境生活課(地域環境係)へ連絡し、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずる。